

因果関係の判定(立証)方法は？

因果関係の判定(立証)には、どのような方法があるのか？

事業損失において、工事と損害との因果関係が最も重要です。

しかし、この因果関係は、どのような方法で、どのように判定(立証)すれば良いのでしょうか？

【事務処理要領の扱い】

「公共工事に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」では、因果関係の判定は起業者が行うこととされ、第3条に「地盤変動の原因等の調査」として調査項目が列記されています。因果関係の判定は解説によると、「出来る限り多くの調査結果から総合的判断による」とされていますが、具体的にどのように判断するかについては説明されていません。

【訴訟における因果関係の立証】

一般の訴訟事案においても、原因と結果について事実の連鎖が明確な場合は少なく、因果関係の立証を要する場合がほとんどです。このような場合には、一点の疑義を許さない自然科学的証明だけでなく、経験則を用いた高度な蓋然性の証明が有効であるとの判例が一般的であり、損害(結果)を概括的・大量観察的に検討して因果関係を判定する手法が取られることが多くみられます。

【疫学四原則にならう立証手法】

このように、原因と結果について事実の連鎖が明確でないような場合(例えば公害訴訟など)に用いられる因果関係の判定手法に「疫学四原則」があります。これは疫学において、ある疾病がある因子によるものであると判断するための4つの原則であり、この原則を用いて疾病因子を特定する手法です。

この手法にならった建設工事(原因)と損害(結果)との因果関係を判定する手法は以下の通りです。

疫学四原則にならう因果関係の立証手法

時間的関連性	損害発生と工事施工時期との間に時間的な相違が無い事
量的相関性	損害程度が工事の位置関係において量的な相関(近ければ沈下が大きいなど)があること
質的相関性	損害内容が、類似事例などから考えられる工事損害等の特性と質的内容的に相関(損傷形態や特徴が一致)があること。
原因と結果の関連性	工事(原因)が作用して損害(結果)に至るまでのメカニズムが矛盾なく説明できること。

前述の「原因等の調査項目」とは、これらを判定するための調査項目だと考えられます。

調査結果に基づき以上の各検討項目が全て合致した場合に、因果関係があると判断することが出来ます。

【まとめ】

「総合的判断」とはこのような事ですが、「被害判定は写真(物証)が全て」のような風潮があります。

しかし、事前事後の写真は、直接的に事実の連鎖を示すものではありません。従前からあった事を立証するには便利ですが、記録がなければ因果関係があるものとして扱うことは極めて不合理です。

実際の訴訟でも蓋然性が重要であり、物証のみを強く求められることはあまりありません。写真(物証)は、あくまで一つの情報に過ぎず、様々な情報を総合的に考えて判断する必要があります。